

## 徳島県立農林水産総合技術支援センター関係事業補助金交付要綱

### (補助金の交付)

第1条 知事は、市町村及び関係団体等（以下「市町村等」という。）が行う徳島県立農林水産総合技術支援センター関係事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、市町村等に補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (経費及び補助率等)

第2条 前条の経費及び補助率又は補助額は、別表に掲げるとおりとする。

### (補助金交付申請書等)

第3条 規則第3条の補助金交付申請書は、様式第1号による。

2 規則第3条の知事が定める書類は、様式第1号に定めるとおりとし、知事の定める期日は、毎年度別に定める。

### (補助金の交付の条件)

第4条 規則第5条第1項各号及び規則第15条の2に規定する事項並びに次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

- (1) 補助事業の実施により当該補助事業者者に相当の収益が生ずると認められる場合においては、その補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付させることがあること。
- (2) 補助事業に係る間接補助金（県以外の者が相当の反対給付を受けないで交付する給付金で、補助金を直接又は間接にその財源の全部又は一部とし、かつ、当該補助金の交付の目的に従って交付するものをいう。以下同じ。）の交付の決定をする場合においては、補助金の交付の決定に付された条件並びに規則第16条及び第17条に定める事項と同一の条件を付すること。
- (3) 間接補助金の財源に充てるべき補助金の交付を概算払により受けた場合においては、当該交付を受けた補助金の額が、既に間接補助事業者（間接補助金の交付の対象となる事務又は事業を行う者をいう。以下同じ。）に対して交付している間接補助金の額を超えているときは、遅滞なく、当該間接事業者に対し、その超えている額に相当する金額の間接補助金を交付しなければならないこと。

### (軽微な変更)

第5条 規則第5条第1項第1号の知事の定める軽微な変更は、別表の経費の配分の変更欄に掲げるもの以外のものとする。

2 規則第5条第1項第2号の知事の定める軽微な変更は、補助目的を変更しないもので、別表の事業の内容の変更欄に掲げるもの以外のものとする。

### (変更の承認の申請等)

第6条 規則第5条第1項第1号から第3号までの規定による知事の承認を受けようとする者は、補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（様式第2号）を知事に提出しなければならない。

2 規則第5条第1項第4号の規定による知事への報告をしようとする者は、その理由及び補助事業の遂行の状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。

### (状況報告)

第7条 補助事業者は、補助事業の遂行の状況について、知事が定める日までに、補助事業遂行状況報告書（様式第3号）に知事が定める書類（様式第4号から第5号まで）を添えて、知事に提出しなければならない。

(実績報告書等)

第8条 規則第11条の実績報告書は、様式第6号による。

- 2 規則第11条の知事の定める書類は、様式第6号に定めるとおりとする。
- 3 規則第11条の規定による実績報告は、補助事業完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった年度の3月31日のいずれか早い期日までにしなければならない。
- 4 補助事業者は、補助事業の実施期間内において、県の会計年度が終了したときは、補助金の交付の決定のあった年度の3月31日までに年度終了報告書(様式第7号)を、知事に提出しなければならない。

(補助金の請求)

第9条 規則第12条の規定による通知を受けた市町村以外の補助事業者は、補助金請求書(様式第8号)に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

(補助金の支払)

第10条 知事は、市町村である補助事業者に対して規則第12条の規定による補助金の額の確定の通知をした後に、市町村以外の補助事業者に対しては前条の補助金請求書等を受理した後に、補助金を払うものとする。

(補助金の概算払等)

- 第11条 知事は、補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助金の全部又は一部を概算払により交付することがある。
- 2 補助事業者は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、補助金請求書に知事が必要と認める書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金調書等)

第12条 規則第16条の補助金調書は、様式第9号による。

- 2 規則第16条の帳簿及び証拠書類の保管の期間は、補助事業の完了の日又は廃止の承認を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。ただし、国庫補助に係る事業であって、別に定めのある場合は、その期間とする。
- 3 前項の規定にかかわらず、第13条第1項の財産で同条第2項の処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳(様式第10号)及びその他証拠書類を処分制限期間が満了するまでの間、整備保管しなければならない。

(財産の処分の制限)

第13条 規則第17条第2号及び第3号の知事が定める財産は、取得価格の単価が50万円以上のものとする。ただし、国庫補助に係る事業であって、別に定めのある場合は、その定めるところによる。

- 2 規則第17条ただし書の知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する当該財産の耐用年数とする。ただし、国庫補助に係る事業であって、別に定める場合は、その期間とする。
- 3 補助事業者は、規則第17条の規定により、知事の承認を得て前項の財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保(以下「処分」という。)に供しようとする場合は、これらに関する関係書類を事前に提出しなければならない。
- 4 知事の承認を受けて財産を処分等する場合には、補助金の額の全部又は一部を県に返還させることがある。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行し、平成17年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱の制定前に交付の決定がされた補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行し、平成18年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱の制定前に交付の決定がされた補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱の制定前に交付の決定がされた補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行し、平成20年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱の制定前に交付の決定がされた補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱の制定前に交付の決定がされた補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱の制定前に交付の決定がされた補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱の制定前に交付の決定がされた補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。
- 2 この要綱の制定前に交付の決定がされた補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の制定前に交付の決定がされた補助金については、なお従前の例による。
- 3 国庫補助事業等については、この要綱に定めるもののほか該当事業の補助金交付要綱等の規定を準用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正前に交付の決定がされた補助金については、なお従前の例による。
- 3 国庫補助事業等については、この要綱に定めるもののほか該当事業の補助金交付要綱等の規定を準用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正前に交付の決定がされた補助金については、なお従前の例による。
- 3 国庫補助事業等については、この要綱に定めるもののほか該当事業の補助金交付要綱等の規定を準用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年5月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正前に交付の決定がされた補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年7月3日から施行する。
- 2 この要綱の改正前に交付の決定がされた補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正前に交付の決定がされた補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正前に交付の決定がされた補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年8月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正前に交付の決定がされた補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年2月15日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正前に交付の決定がされた補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正前に交付の決定がされた補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年7月16日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正前に交付の決定がされた補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正前に交付の決定がされた補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年2月14日から施行する。
- 2 この要綱の改正前に交付の決定がされた補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正前に交付の決定がされた補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正前に交付の決定がされた補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年12月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正前に交付の決定がされた補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年2月15日から施行する。
- 2 この要綱の改正前に交付の決定がされた補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正前に交付の決定がされた補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年2月12日から施行する。
- 2 この要綱の改正前に交付の決定がされた補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の改正前に交付の決定がされた補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年2月13日から施行する。
- 2 この要綱の改正前に交付の決定がされた補助金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月7日から施行する。
- 2 この要綱の改正前に交付の決定がされた補助金については、なお従前の例による。ただし、改正後の様式については、改正後の同要綱の規定を適用するものとする。

別表（第2条、第5条関係）

| 経 費  | 補 助 率<br>又 は<br>補 助 額   | 重 要 な 変 更  |              |
|--|---|--|--------------|
|  |   | 経費の配分<br>の変更   | 事業の内容<br>の変更 |
| <p>1 農業人材力強化総合支援事業のうち農業次世代人材投資事業<br/>農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費</p> <p>(1) 経営開始型<br/>(2) 経営発展支援金<br/>(3) 推進事業</p>  | 知事が定める額   | 経費の欄に掲げる(1)及び(2)の経費から(3)の経費への流用  | 補助金の額の変更     |
| <p>2 新規就農者育成総合対策<br/>新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費</p> <p>(1) 経営発展支援事業<br/>ア 通常枠</p> <p>イ 地域計画早期実現支援枠<br/>(ア) 経営資源の有効利用に向けた取組<br/>(イ) 円滑な経営移譲に向けた取組<br/>(ウ) 経営発展に向けた取組</p> <p>ウ 推進事業</p> <p>(2) 経営開始資金<br/>ア 経営開始資金<br/>イ 推進事業</p> <p>(3) 農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業<br/>ア 新規就農者の誘致体制の整備<br/>イ 研修農場の整備<br/>ウ 推進事業</p> | <p>4分の3以内<br/>(1,000円未満の端数は切り捨てる)</p> <p>2分の1以内<br/>(1,000円未満の端数は切り捨てる)</p> <p>2分の1以内<br/>(1,000円未満の端数は切り捨てる)</p> <p>4分の3以内<br/>(1,000円未満の端数は切り捨てる)</p> <p>知事が定める額<br/>知事が定める額</p> <p>知事が定める額</p> <p>2分の1以内<br/>知事が定める額</p> | <p>経費の欄に掲げる(1)から(3)までの経費の相互間における流用</p> <p>経費の欄に掲げるア及びイの経費からウの経費への流用</p> <p>経費の欄に掲げるアからイの経費への流用<br/>経費の欄に掲げるア及びイの経費からウの経費への流用</p> | 補助金の額の変更     |



別表（第2条、第5条関係）

| 経 費   | 補 助 率<br>又 は<br>補 助 額        | 重 要 な 変 更    |                                  |
|---|------------------------------|--------------|----------------------------------|
|   |                              | 経費の配分<br>の変更 | 事業の内容<br>の変更                     |
| <p>6 スマート農業支援サービス拡大事業</p> <p>スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート緊急対策のうちスマート農業・農業支援サービス事業加速化総合対策事業実施要領（令和7年1月15日付け6農産第3572号農林水産省農産局長通知）に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費</p> <p>農業支援サービスの育成加速化支援のうち<br/>                     農業支援サービスの立上げ・事業拡大・流通販売体系転換支援のうち<br/>                     推進事業（農業支援サービスの立上げ・事業拡大支援）</p> <p>(1) 立ち上げ・事業拡大の取組<br/>                     (2) スマート農業機械等の導入</p> | <p>知事が定める額<br/>2分の1以内</p>    |              | <p>補助金の額の変更</p> <p>事業実施主体の変更</p> |
| <p>7 徳島県農業女子チャレンジ応援事業</p> <p>女性が変わる未来の農業推進事業実施要綱（平成30年3月30日付け29経営第3550号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費</p> <p>(1) 女性が働きやすい環境整備事業<br/>                     (2) 地域の女性農業者グループの活動推進事業</p>   | <p>2分の1以内</p> <p>知事が定める額</p> |              | <p>補助金の額の変更</p>                  |

別表（第2条、第5条関係）

| 経 費   | 補 助 率<br>又 は<br>補 助 額  | 重 要 な 変 更   |              |
|---|--|---|--------------|
|   |  | 経費の配分<br>の変更  | 事業の内容<br>の変更 |
| <p>8 地域農業構造転換支援対策<br/>地域農業構造転換支援対策実施要綱（令和8年1月23日付け7経営第2081号農林水産事務次官依命通知）に基づいて行う事業に要する次に掲げる経費</p> <p>(1) 地域農業構造転換支援事業</p> <p>(2) 新規就農者チャレンジ事業<br/>ア 新規就農者チャレンジ事業<br/>イ 推進事業</p> <p>(3) スマート農業研修教育環境整備事業<br/>（新規就農者誘致環境整備事業（スマート農業導入就農型））<br/>ア 新規就農者の誘致体制の整備<br/>イ スマート農業型研修農場の整備<br/>ウ 推進事業</p> | <p>知事が定める額、<br/>10分の3以内</p> <p>知事が定める額、<br/>10分の3以内<br/>知事が定める額</p> <p>知事が定める額</p> <p>2分の1以内</p> <p>知事が定める額</p>                      | <p>経費の欄に掲げる（2）及び（3）の経費の相互間における流用</p> <p>経費の欄に掲げるアの経費からイの経費への流用</p> <p>経費の欄に掲げるア及びイの経費からウの経費への流用</p> | 補助金の額の変更     |
| <p>9 「農の企業参入」促進事業<br/>他産業からの農業参入を促進する際に要する次に掲げる経費</p> <p>(1) 市町村等への活動支援<br/>(2) 新規法人設立支援</p>  | 知事が定める額  |   | 補助金の額の変更     |
| <p>10 移住研修生応援事業<br/>県外から「農業大学校本科」又は「徳島かんきつアカデミー中核的人材育成コース」に入学を希望する者及び入学する者を支援するための次に掲げる経費</p> <p>(1) 県外受験者支援</p> <p>(2) 移住研修生支援<br/>ア 引越に要する経費<br/>イ 研修期間中の居住に要する経費</p>   | <p>2分の1以内（5万円を上限とし、1,000円未満の端数は切り捨てる）</p> <p>10分の10以内（10万円を上限とし、1,000円未満の端数は切り捨てる）</p> <p>2分の1以内（月額2万8千円を上限とし、1,000円未満の端数は切り捨てる）</p> |   | 補助金の額の変更     |